

広島市水道局規程第 4 号

令和 7 年 3 月 2 7 日

広島市水道局固定資産規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村 上 裕 之

広島市水道局固定資産規程の一部を改正する規程

広島市水道局固定資産規程（昭和 4 5 年広島市水道局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 7 条を次のように改める。

第 5 7 条 削除

第 5 9 条に次のただし書きを加える。

ただし、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合は、これを提出させないことができる。

第 5 9 条の 2 第 1 項中「企業用固定資産は」の右に「、法令の規定に基づき」を加える。

第 6 2 条第 1 項中「こえることはできない」を「超える期間（第 5 号にあつては、同号に掲げる期間以上の期間）としてはならない」に改め、同項第 3 号の次に次の 2 号を加える。

（4）借地借家法（平成 3 年法律第 9 0 号）第 2 2 条第 1 項の規定により

借地権を設定するときは 5 0 年、同法第 2 4 条第 1 項の規定により借

地権を設定するときは３０年

(5) 借地借家法第２３条第１項の規定により借地権を設定するときは５

０年、同条第２項の規定により借地権を設定するときは３０年

同条第２項中「前項の」を「前項第１号から第３号までに規定する」に、
「同項の」を「当該各号に定める」に、「こえる」を「超える」に改める。

第７６条第３項中「掲げる有価証券の受入価額は、広島市水道局会計規程（昭和４５年広島市水道局規程第８号）第６４条２に定めるところによる」を「規定する担保の価値は次に掲げるところによるものとする」に改め、同項に次の２号を加える。

(1) 国債証券及び地方公共団体の公債証券 額面金額（売出価格が額面金額以下であるときは、その売出価格。次号において同じ。）

(2) その他管理者が承認する有価証券 額面金額の１００分の８０に相当する額

附 則

１ この規程は、令和７年４月１日から施行する。

２ この規程による改正後の広島市水道局固定資産規程第７６条第３項の規定は、この規程の施行の日以後に普通固定資産の売払代金又は交換差金の延納の特約をした場合に徴する担保について適用し、同日前に普通固定資産の売払代金又は交換差金の延納の特約をした場合に徴する担保については、なお従前の例による。